

# 土岐市まちなか居住に向けたポテンシャル調査業務 プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

- (1) 業務名  
土岐市まちなか居住に向けたポテンシャル調査業務
- (2) 業務内容・目的  
「土岐市まちなか居住に向けたポテンシャル調査業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 提案上限額  
8,272,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 2. 参加資格

- (1) 土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録のある者（3.（4）企画提案書等提出期限までに登録した法人を含む。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 土岐市からの指名停止措置を当該実施要領等の公表の日から契約締結の日までの期間内に受けていない者
- (4) プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でない者

## 3. スケジュール

- (1) 実施要領等の配布 令和5年6月13日（火）～7月12日（水）
- (2) 質問の受付 令和5年6月13日（火）～6月30日（金）
- (3) 質問に対する回答期限 令和5年7月4日（火）
- (4) 企画提案書等提出期限 令和5年7月12日（水）
- (5) プロポーザルの審査 令和5年7月24日（月）（予定）
- (6) 最終審査結果の通知 令和5年7月下旬（予定）
- (7) 契約締結 令和5年7月下旬（予定）

## 4. 応募手続き等

- (1) 実施要領の配布

①配布期間

令和5年6月13日（火）～令和5年7月12日（水）

②配布方法

土岐市ホームページに掲載する。

URL：<http://www.city.toki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1004883/1006822.html>

(2) 質問の受付及び回答

①質問受付期間

令和5年6月13日（火）～令和5年6月30日（金）午後5時まで

②質問方法

実施要領を公表しているホームページ上の質問フォームによる。

URL：<https://logoform.jp/form/n9F9/282786>

フォームへの入力又は質問書（任意様式）のデータ貼り付けにより質問すること。

③回答方法

随時（回答期限：令和5年7月4日（火））土岐市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書等の提出

①提出期限

令和5年7月12日（水） 午後5時15分

②提出書類

次の書類を指定された部数提出すること。

ア. 提案書表紙（様式1） 1部

イ. 会社概要書及び類似業務実績報告書（様式2） 6部

（ア）会社概要等については、会社パンフレット等既存の資料で同項目が網羅されているものがあれば、パンフレット等の提出より記載不要。

（イ）類似業務実績報告書は、官公庁からの類似業務の受託実績がある場合、その業務概要等について記載すること（受託実績がない場合は記載不要）。

【類似業務の例】 まちなか居住等に関する計画策定業務

駅周辺におけるまちづくり整備構想の策定業務

官民連携ポテンシャル調査業務 など

（ウ）受託実績が多数ある場合は、本業務に業務内容が近いものから順に3業務を限度に記載すること。

ウ. 企画提案書（任意様式） 6部

（ア）仕様書の業務内容に基づいた提案内容を記載すること。

（イ）左綴じでA4版縦片面10ページ以内又はA3版横片面5ページ以内（A4版とA3版の混在も可）とすること。

（ウ）企画提案書には提案者名など提案者が特定できる内容は記載しないこと。

エ. 業務実施体制表（様式3） 6部

オ. 工程表（任意様式） 6部

(ア) 本業務のスケジュールを記載すること。

カ. 見積書（任意様式、代表者印を押印すること） 1部

(ア) 見積額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。

(イ) 仕様書の業務内容ごとに費用の積算をすること。

(ウ) 見積額は税抜きの金額とすること。

(エ) 見積額が、1.(4) 提案上限額を超える場合は、その者の提案は無効とする。

### ③提出方法

8. 担当部署へ持参又は郵送すること。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

## 5. 受注者の決定方法

### (1) 選定方法

①受託候補者は、市職員（理事、市長公室長、地域振興部長、政策推進課長）で構成する選定委員会において決定する。

②選定委員会において、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより提案内容を審査し、総合的な評価を行い、最も高い評価点を得た提案者を受託候補者とする。

③評価点合計満点の6割を基準点とする。

④提案者が多数の場合、評価基準に基づく提出書類による事務局の予備審査を行うことがある。

### (2) 評価基準

評価基準、審査項目は別表のとおりとする。

### (3) プレゼンテーション及び審査

#### ①実施日

令和5年7月24日（月）（予定）

#### ②時間、会場、実施方法

ア. プレゼンテーションは説明20分、質疑応答10分とする。

イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて説明すること。

ウ. プレゼンテーションの出席人数は4名以内とし、本業務を受託した際の責任者及び従事者が行うこと。

エ. 詳細は提案者に後日電子メール等で通知する。

#### ③その他

ア. プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

イ. 提案者が1者の場合であっても当該審査は実施する。

### (4) 審査結果

①審査結果は、速やかに審査参加者へ電子メール等で通知する。

②審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

③審査結果は、市ホームページに掲載する。ただし、審査の内容等はこの限りでない。

## 6. 契約

- (1) 選定委員会で決定した受託候補者と提案内容に基づいて協議を行い、協議が整った場合に、本業務の委託契約を締結する。なお、この協議により提出された企画提案書等の内容等について一部変更を行う場合がある。また、仕様書の4(7)その他に記載の業務について、採択されない場合は見積額の調整を行う場合がある。
- (2) 選定委員会で決定した受託候補者が辞退した場合、契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、選定委員会において評価点が次に高い提案者(基準点に満たない者を除く)と協議を行うものとする。

## 7. 留意事項

- (1) 次の①から⑥のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。
  - ①本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
  - ②他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
  - ③受託者選定までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
  - ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - ⑤プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
  - ⑥その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (3) 本業務の全てを再委託することは認めない。ただし、一部を再委託する必要がある場合は、市と協議し承認を得るものとする。
- (4) 複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 期限後の提出書類の変更若しくは差し替え又は再提出は軽微なものを除き認めない。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 本件に係る一切の費用等については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査の日の前日午後5時15分までに、辞退届(任意様式)を8. 担当部署へ電子メール等で提出すること。

## 8. 担当部署(事務局、提出・問い合わせ先)

土岐市 市長公室 政策推進課 担当：中垣、澤

電話番号：0572-54-1111(内線513)

電子メール：seisaku@city.toki.lg.jp

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

別表

評価基準

審査項目		内容、評価の視点	配点
企画提案内容に関する評価	業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市のまちづくり等の計画や方針を踏まえているか。</li> <li>地域の実情を把握した内容となっているか。</li> </ul>	10
	先行事例調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行事例調査の対象選定や調査手法は的確か。</li> </ul>	20
	サウンディング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>サウンディング調査の対象選定は的確か。また、その調査数や手法等に問題はないか。</li> </ul>	
	基本方針案の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり基本方針の検討プロセスは的確か。</li> </ul>	35
	整備構想案の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>先導的なまちづくりの実現を目指すエリアは妥当か。</li> <li>まちづくり整備構想の検討プロセスは的確か。</li> <li>公民連携に関する提案は的確か。</li> <li>事業手法は土岐市の状況に適したものか。</li> <li>短期、中期、長期的なスケジュールの作成までのプロセスは妥当か。</li> </ul>	
	地元の合意形成に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の合意形成に向けた支援内容は的確か。</li> </ul>	
その他	(付加点) <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的と感じる提案となっているか。</li> </ul>	5	
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施にあたり、適切な人員体制となっているか。</li> <li>業務を実施していくパートナーとして適切か(意欲、的確な回答等)。</li> </ul>	10	
業務工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務工程は具体的かつ明確で、確実な遂行が見込めるか。</li> <li>提案された内容と業務工程に無理はないか。</li> </ul>	10	
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種同類の業務実績があるか。</li> </ul> まちなか居住等に関する計画策定業務、駅周辺におけるまちづくり整備構想の策定業務、官民連携ポテンシャル調査業務 など	5	
見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な見積額となっているか。</li> </ul>	5	
合計			100